

一般財団法人東北地方郵便局長協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人東北地方郵便局長協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

第2章 会員

(会員)

第3条 この法人は、日本郵便株式会社東北支社区域内の郵便局長を会員とする。

第3章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、会員の相互扶助及び地域社会への貢献のための事業を実施するとともに、東北地方の郵便局の提供するユニバーサルサービスの円滑な運営に協力することにより、郵政事業の発展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 公益事業の推進による地域社会への貢献
 - 二 会員による郵便局局舎の改善のための事業
 - 三 郵便局局舎及び敷地の取得
 - 四 会館の運営
 - 五 会員相互の慶弔救済及び福利厚生
 - 六 広告宣伝用物品、生活日常品の販売
 - 七 出版物の印刷及び販売業務
 - 八 損害保険代理店業務
 - 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東北地方にて行うものとする。

第4章 財産及び会計

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3カ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第一号から第三号の書類についてはその内容を報告し、第四号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 公益目的支出計画実施報告書
- 四 貸借対照表
- 五 正味財産増減計算書
- 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から194条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には別に定める規程に応じ費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- 三 事業計画書及び収支予算書の承認
- 四 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認

- 五 定款の変更
- 六 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 七 残余財産の帰属の決定
- 八 基本財産の処分又は除外の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することになる。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時には、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

この場合において、その手続を第 17 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 18 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6 名以上 8 名以内
 - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって「一般社団・財団法人法」に規定する代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条で準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の

職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第 22 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けた時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 28 条 役員の報酬は、評議員会において定める総額の範囲内において、別に定める規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には別に定める規程に応じ費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 198 条で準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 理事会

(理事会の設置)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べた時はこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示をした書面につ

いても同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第37条 この法人は、次の事項により解散する。

- 一 この法人の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第41条 この法人に、事務局を置き、職員の任免は代表理事が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が決定する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する
- 2 「整備法」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は大友孝一、業務執行理事は志賀祥一とする。
- 4 第 5 条第 1 項八の業務は、令和 2 年 6 月 3 0 日の定時評議員会で承認され施行する。

別表 基本財産（第 6 条関係）

＜公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの＞

財産種別	金 額
預 金	3 4, 4 6 8, 0 0 0 円